社会的養護施設第三者評価結果

グイン・ホーム

データ登録日 2026年10月01日

第三者評価結果はこちら

【1】第三者評価機関名		(一社)あいおらいと			
評価調査者研修修了番号		SK2025056 S2024056			
【2】種別		児童養護施設	定員	30名	
施設長氏名		田川 宏一	所在地	兵庫県	
URL		http://www.shirayuri-gakuen.or.jp/			
開設年月日		1967年10月01日	経営法人・設置主体	社会福祉法人 白百合学園	
職員数	常勤職員	22名	非常勤職員	3名	
有資格職員		社会福祉士	1名	保育士	6名
		臨床心理士	2名	看護師	1名
		公認心理師	4名		名
施設設備の概要	（ア）居室数	男子3ユニット 17室　女子3ユ	（イ）設備等		

		ニット　17室		
	（ウ）		（エ）	
【３】理念・基本方針		基本理念 心、踊る毎日を 支援をすすめる上での二本の柱 ①集団の中の個の確立 ②最大限の自由と最小限の規律		
【４】施設の特徴的な取組		・就寝前に児童一人一人に付き添う時間を設け、個別でかかわる時間をつくっている。 ・誕生日外出として、児童が選んだ職員と個別で外出する機会を設ける。 ・児童一人一人の好みに合わせた夜食を提供する。		
【５】第三者評価の受審状況		2026年05月01日（契約日）～2026年09月30日（評価結果確定日）		
前回の受審時期		令和5年度		
【６】総評		＜評価の高い点＞ １　こどもの自立と生活支援 　障害のあるこどもが多いことから、日頃の生活を通して基本的生活習慣や社会規範、生活技術を身につけられるよう、一人ひとりの発達や状態に応じた養育・支援を行うことを意識しています。また、高年齢児であっても必要に応じて洗髪を介助したり、自室の掃除を職員と一緒に行ったりするなど、こどもの自立に向けた生活支援に取組んでいます。 ２　職員育成とスーパービジョン体制の充実 　人事考課制度を導入し、半期ごとに職員自身が目標を設定するとともに、評価・フィードバックを行うことで、一人ひとりの育成につなげています。また、施設内外の研修に大学教授や専門家を招くなど充実した研修の機会を設け職員の知識・技術の向上を図っています。さらに、その大学教授や専門家から職員が個別にスーパービジョンを受けることができる環境を整えています。 ３　こどもの発達に応じた「生と性教育」の取組 　性教育委員会を設置し、これまで年6回の委員会を開催して、性に関する支援について検討・実践しています。今年度も外部講師を招き、「生と性教育」に関する学習と実践を予定しています。また、昨年度はユニット単位での取組に加え、職員が外部講師の所属施設を見学するなど学習の機会を積極的に設け「生と性教育」に取組んでいます。 ＜今後に期待する点＞ １　こどもの人権・権利擁護の基本的 　こども同士のトラブル等が生じた際には、権利や相互の尊重に		

	ついて説明しています。一方で、こどもの特性から理解を促すことが難しい状況もあります。今後は、こどもの基本的人権、プライバシー、権利擁護、個人情報・守秘義務について、職員自身の理解をさらに深めるとともに、一人ひとりの特性を把握し、日々の支援に反映することが期待します。 ２　職員間の連携と働きやすい職場環境の整備 　今年度からユニット会議を開催し職員同士の情報共有や対話の機会を設け連携強化に取組んでいます。しかし、記録等に伴う時間外勤務が多い状況が見られます。今後は、職員の勤務実態の把握・分析し、時間外勤務の削減や適正な労務管理など、働きやすい職場環境の整備に期待します。 ３　人材確保と職員の定着に向けた取組 　就職フェアへの参加や実習生の受け入れなどを通じて、人材の確保に努めています。しかし、退職等による人手不足から、定着支援やキャリア形成を含めた体系的な人材育成計画の策定・実施が難しい状況です。今後は、職員の確保と定着を図るとともに、職員一人ひとりのキャリア形成を見据えた計画的な人材育成の取組に期待します。
【７】第三者評価結果に対する施設のコメント	第三者評価を受審するなかでさまざまな気づきがあり、すぐに取り組むことや時間をかけて取り組むことを整理する機会となりました。また、自分たちが取り組んできたことを評価してもらい、日頃何気なく行っていることを認めてもらう機会ともなり、現場で頑張っている職員に結果を伝えたいと思います。さらに、個人としても、施設単体の視点だけでなく業界や社会全体を見渡す大きな視点を持つことの大切さを改めて感じました。今回、指摘していただいた課題に一つひとつ取り組み、全職員が充実感や達成感を感じながら働ける職場づくりに努めていきたいと思います。ありがとうございました。

第三者評価結果はこちら

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

政策企画部
100-8980　東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル

TEL：03-3581-7889
FAX：03-3580-5721

評価結果検索

© 2025 Social Welfare. All Rights Reserved.

社会的養護施設第三者評価結果

グイン・ホーム

データ登録日 2026年10月01日

前ページに戻る

第三者評価結果詳細		
共通評価基準（45項目）Ⅰ　養育・支援の基本方針と組織		
1　理念・基本方針		
（1）　理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 　法人の理念である「心、躍る毎日を。」は、職員がカードで所持し日々の職員会議で復唱するなどしている。しかし、こどもや保護者への周知については、ホームページへの掲載にとどまっている。		
2　経営状況の把握		
（1）　経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

【コメント】
　法人は、児童心理治療施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センター等の事業に取組んでいる。施設としては児童養護施設関連の情報や神戸市子育てリフレッシュステイなどを通して支援を必要とするこどもの養育・支援のニーズなどの情報の把握に努めている。しかし、社会福祉事業全体や地域の各種福祉計画の策定動向などについては把握・分析していない。

②	3　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b

【コメント】
　経営状況や改善課題については、理事会や全体会議等で共有している。しかし、職員への周知は管理職やリーダー層にとどまり、経験の浅い職員への周知は十分ではない。

３　事業計画の策定

（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

【コメント】
　法人全体の中期計画を策定し、理念・基本方針を踏まえた将来の方向性を明確にしている。しかし、策定後の進捗確認・検証については十分ではなく、今後、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価・検証が行える計画の策定に期待する。

②	5　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

【コメント】
　単年度の事業計画は、理念・基本方針に沿って具体的な取組や目標を明確にしているが、中・長期の事業計画の内容が十分反映されていない。今後、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価・検証が行える計画の策定に期待する。

（２）　事業計画が適切に策定されている。		
①	6　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

【コメント】
　事業計画は、毎年、リーダー以上の職員が1年間の振り返りを行い、次年度の計画について話し合いながら策定している。職員へは年度当初に周知している。

②	7　事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	c

【コメント】
　事業計画はこどもや保護者への周知をしていない。

４　養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

（１） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8　養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 　養育・支援の質の向上に向け昨年度から人事考課制度を導入し半期ごとの目標設定・評価・振り返りを行っている。また、第三者評価等を定期的に受審しており毎年、法人が策定した自己評価は実施しているが分析、検討までには至っていない。		
②	9　評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【コメント】 　人事考課制度を導入し半期ごとの目標設定・評価・振り返りを行っている。また、第三者評価等を定期的に受審しており、毎年法人が策定した自己評価は実施しているが分析、検討までには至っていない。今回の第三者評価の受審を機に、評価結果を分析しそこから明らかになった課題を職員で共有し、養育・支援の質の向上につなげていくことを期待する。		
Ⅱ　施設の運営管理		
１　施設長の責任とリーダーシップ		
（１） 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 　施設長は、施設の経営等に関する方針や取組を明確にし、自らの役割と責任について会議や研修を通じて職員に周知をしている。しかし、施設内の広報誌等への掲載による表明は行っていない。		
②	11　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 　施設長は、法令遵守に努め、利害関係者との適正な関係を保持している。しかし、環境への配慮等を含む幅広い分野の法令等の把握は十分ではない。今後、職員に対しても身近な遵守すべき法令等の周知等に期待する。		
（２） 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12　養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 　施設長はこれまでの社会的養護の経験を活かし専門性の向上に努めている。また、昨年度導入された人事考課をもとに評価・分析を行っている。また、リーダー以上の職員との会議で課題や問題点を話し合い、速やかな改善につなげるよう努めている。今後の更なる取組に期待する。		

②	13　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b

【コメント】
　施設長は統括主任や事務職員と相談しながら、環境整備や業務改善に取組んでいる。今後は、さらに経営の改善や業務の実効性を高めるための具体的かつ継続的な体制の構築を期待する。

２　福祉人材の確保・育成

（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

【コメント】
　就職フェアへの参加や実習生の受け入れなどを通じ人材確保に努めている。しかし、退職等による人手不足から定着支援やキャリア形成を含めた体系的な人材育成計画が難しく、今後、職員の確保と定着につなげていく取組に期待する。

②	15　総合的な人事管理が行われている。	b

【コメント】
　昨年度から人事考課を導入し職員一人ひとりが具体的な目標を設定し、働き方の振り返りや質の向上に活用している。今後は、把握した職員の意向・意見や評価・分析結果を組織的な改善につなげるための仕組みづくりに期待する。

（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b

【コメント】
　今年度からユニット会議を開始し、職員同士の情報共有や対話の機会を設けている。また、こどもを含めた固定的なユニット体制で定期的に会議を開催し、施設長・統括主任も参加している。しかし、記録作成等のための残業が多い状況がみられ、今後、職員の勤務実態を正確に把握・分析し、時間外勤務の削減や適正な労務管理等、職場環境の整備を進め施設の魅力を高める取組に期待する。

（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

【コメント】
　人事考課制度の導入により、半期ごとに職員自身が目標を設定し、評価・フィードバックを行うことで、職員一人ひとりの育成につなげている。また、外部SVを活用し、安心して相談や意見を述べられる機会を設けている。今後も、職員の主体的な成長を支える仕組みや「期待する職員像」の明確化に期待する。

②	18　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b

【コメント】
　全国児童養護施設協議会の「児童養護施設の研修体系」で示された8領域を学べるよう取組んでいる。また、職員が参加した研修を一覧化し、計画的な研修参加につなげている。しかし、教育・研修に関する基本方針や計画に、施設として「期待する職員像」が明確に示されていない。

③	19　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a

【コメント】
　業務に必要な専門性を身につけるため、施設内研修、法人研修、外部研修に取組んでいる。特に施設内研修では、職員一人ひとりが研修に参加できるよう配慮するとともに、大学教授や外部の専門家を招き、知識・技術の向上を図っている。また、専門的な支援を学ぶだけでなく、職員の精神的負担の軽減や専門職としての成長を支える機会ともなっており、職員の専門性向上を多面的に支援している。

（４）　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

【コメント】
　実習では毎日SVの機会を設け、リーダー以上の職員が実習生と話をする時間を確保し実習生の育成に努めている。また、実習指導者への研修や実習生の受入れ方法について、各実習校と協議しながら取組んでおり、実習内容や受入れ体制の評価・見直しにつなげている。

３　運営の透明性の確保

（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

【コメント】
　ホームページ、ブログ等を活用し施設の情報を公開している。しかし、事業報告、予算、決算情報組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開されておらず、今後の取組に期待する。

②	22　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

【コメント】
　理事会、評議員会を適切に開催するとともに、会計士による監査を実施している。また、法人全体で事務処理等に関するルールを定め、職務分掌や権限・責任を明確にしている。さらに、年1回の内部監査を実施し、適正な法人運営の確保に努めている。

４　地域との交流、地域貢献

（１） 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23　こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 　施設周辺は学校や公共施設等が多く、地域住民との日常的な交流やつながりは少ない状況である。買い物や通院、行事、地域の祭り等への参加を通じて、こどもが地域に出る機会を設け、社会経験や地域との接点を確保するように努めている。		
②	24　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 　ボランティアについては、こどもとの交流等を図ることを視点として受入れの姿勢を示している。しかし、現在のこどもの状況等から実際の受入れは難しく、現時点では受入れに至っていない。		
（２） 関係機関との連携が確保されている。		
①	25　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 　一人ひとりのこどもの状況に応じて活用できるリストや資料を作成している。また、小・中学校との連絡会や、こども一人ひとりのケースカンファレンスを積極的に活用し、関係機関との情報共有や連携を図っている。		
（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【コメント】 　法人では地域密着型の事業を展開し、相談支援事業や地域活動等を通じて福祉ニーズの把握に努めている。しかし、現状として施設のもつ機能を地域へ還元したり地域の具体的な福祉ニーズを把握する余力はない。		
②	27　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】 　法人としては様々な事業や地域活動等を行っているが、施設として把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施する余力はない。		
Ⅲ　適切な養育・支援の実施		
１　こども本位の養育・支援		
（１） こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果

①	28　こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】 　全国児童養護施設協議会が作成している「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェツクリスト」を行い、こどもの尊重や基本的人権について取組んでいる。今後、理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組に期待する。		
②	29　こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】 　全室を個室とし、こどものプライバシーが守られるよう配慮している。しかし、基本姿勢や職員の責務等を明記した規程・マニュアル等は整備されておらず、引継ぎ等を通じた確認にとどまっている。今後は、こどもや保護者等に向けたプライバシー保護に関するマニュアルの作成や周知が必要である。		
（２）　養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30　こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 　入所予定のこどもには職員が事前に面会を行い施設の生活等について「こども用のしおり」を使用して説明している。また、嗜好等を含む情報シートを使用し児童相談所やこどもから聞き取りを行い生活のニーズを把握するようにしている。		
②	31　養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 　情報シートを活用し、こどもの様子や生活上の状況を把握するとともに、養育・支援の内容について児童相談所を通じて保護者へ説明している。しかし、多くの保護者が入所に立ち会わないため説明ができないのが現状である。		
③	32　養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 　養育・支援の内容の変更にあたり、著しい変更や不利益が生じないように自立支援担当者が児童相談所の助言を得ながら退所後の対応に取組んでいる。また、ケースによっては要保護児童対策地域協議会の開催に参加し円滑な移行に努めている。		
（３）　こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33　こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
【コメント】 　男女別のユニットごとに毎月会議を開催し、こどもの生活状況や変化を職員間で共有している。また、課題や問題		

が生じた際には、必要に応じてこども会議を開催し対応をしている。しかし、こどもの満足を把握する目的での開催はされてない。

（４） こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b

【コメント】
　意見箱を設置するとともに、苦情解決担当者等を記載した掲示物を建物玄関や施設入口に掲示し、こどもが相談や意見を伝えやすいようにしている。しかし、こどもや保護者等への資料の配布や説明は行っておらず、今後、アドボケイトを含めた説明の取組が必要である。

②	35　こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	b

【コメント】
　各階に相談できる部屋を設け相談方法等に関する掲示物を建物玄関や施設入口に掲示している。しかし、相談する方法や相手をこども自身が自由に選択できることについて、分かりやすく説明した文書は整備されていない。

③	36　こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b

【コメント】
　日頃からこどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮している。また、就寝前に一人ひとりと個別に関わる時間を設け傾聴に努めている。しかし、相談や意見を受けた際の記録は行われるが、対応策の検討等について定めたマニュアルはない。

（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37　安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a

【コメント】
　日々の職員会議においてヒヤリハットの報告を行い、事故発生時には事故報告書を作成している。また、不審者対応訓練や土砂災害対策訓練等を行い安心・安全な養育・支援に努めている。

②	38　感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a

【コメント】
　看護師を配置し、感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保に取組んでいる。また、勉強会を実施するとともに、感染症予防に関する情報を職員に周知し適切な対応ができる体制に努めている。

③	39　災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b

【コメント】
　毎月、隣接する心理治療施設と合同の避難訓練と夜間を想定した訓練も行っている。また、災害時の対応フローや

備蓄品の管理、災害や緊急時におけるこどもの安全確保に備えている。しかし、「事業継続計画」（ＢＣＰ）が定められていない。

２　養育・支援の質の確保

（１）　養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		**第三者 評価結果**
①	**40　養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。**	**a**

【コメント】
　標準的な実施方法については、全国児童養護施設協議会の「養育支援マニュアル」を参考とし、男女別に「生活の流れ」のマニュアルを策定している。日々の引継ぎにおいて職員が意見や気づきを発言できる機会を設け、困りごとや課題を共有し適切な支援となるようにしている。

②	**41　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。**	**a**

【コメント】
　養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しについては、毎月開催している男女ユニット会議において、ユニットごとの運営状況やこどもへの支援状況を確認し、支援方針や取組について検討している。

（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	**42　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。**	**a**

【コメント】
　自立支援計画は前期・後期に作成会議が開催され、こども一人ひとりの具体的なニーズや養育の内容や必要な支援等がさまざまな職種による関係職員により検討され策定している。

②	**43　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。**	**a**

【コメント】
　自立支援計画は、前期・後期に作成会議を開催して策定している。また、半期に一度アセスメント作成会議を開催し計画の評価・見直しを行っており、その際にはこどもの意向を確認し自立支援計画に反映している。

（３）　養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	**44　こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。**	**b**

【コメント】
　こどもに関する養育・支援の記録については、システムに入力し情報共有が図られている。記録の状況は人事考課の評価項目にも位置付けられており、職員自身が記録の重要性や改善点に気づく機会にもつながっている。しかし、記録の内容や書き方については改善の余地があり、今後の取組に期待する。

②	**45　こどもに関する記録の管理体制が確立している。**	**b**

【コメント】
　個人情報保護規程等を整備し、記録等を外部に持ち出さないよう職員に周知徹底している。しかし、職員の理解が十分ではなく、今後、教育や研修を行うとともに、こどもや保護者等に対しても個人情報の取扱いについて説明することが必要である。

内容評価基準（24項目）

Ａ－１　こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

（１）　こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1　こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b

【コメント】
　こどもの権利擁護については、権利擁護担当者を設置し、全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト」を活用している。また、年度当初には「こどもの権利ノート」の内容をこどもに説明している。しかし、権利擁護に対する職員の理解が十分ではなく今後の取組に期待する。

（２）　権利について理解を促す取組		
①	A2　こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b

【コメント】
　こどもに対してトラブルなどがあった際に権利や相互の尊重について説明している。しかし、こどもの特性から理解を促すことが難しい状況もある。今後は、こどもの基本的人権、プライバシー、権利擁護、個人情報・守秘義務について、職員自身の理解やこどもの特性を把握し日々の支援に反映することが期待される。

（３）　生い立ちを振り返る取組		
①	A3　こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a

【コメント】
　こども一人ひとりに成長の記録としてアルバムを作成している。また、こども家庭センターや心理士、担当職員が連携し、こどもの状況や特性に応じて職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

（４）　被措置児童等虐待の防止等		
①	A4　こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b

【コメント】
日頃から困ったことや気になることがあれば職員に伝えるよう説明しているが、不適切なかかわりの具体的な例やこども自身が訴えることができるようにする取組が十分ではない。今後は、アドボケイト制度や被措置児童等虐待の届出・通告制度について、資料の配布・説明や掲示等を行うことが必要である。

（５） 支援の継続性とアフターケア		
①	A5　こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a

【コメント】
入所時には、こどもを温かく迎えられるよう事前の面会や聞き取りを行い一人ひとりの状況を把握したうえで受け入れている。また、退所後も生活状況や困りごとについて相談できるよう、要保護児童対策地域協議会や関係者会議等を通じて関係機関と連携し、継続した支援につながるように努めている。

②	A6　こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

【コメント】
自立支援担当者を中心に、退所前にリービングケアに取組んでいる。就労支援を含め、退所後に必要となる事業所や相談支援事業所等の関係機関につながるよう、施設が主体となって調整を行っている。また、アフターケアについては支援内容を検討し関係機関につなげている。

Ａ－２　養育・支援の質の確保		
（１） 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7　こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a

【コメント】
今年度の重点取組事項を掲げ、こどもの理解を深めこども一人ひとりに寄り添う支援に努めている。また、職員を支援するために大学教授によるスーパービジョンが行われている。さらに、日々の職員会議では全員が発言できる機会を設け意見交換を行いこどもの理解に努めている。

②	A8　基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a

【コメント】
こどもとの基本的な信頼関係を構築するため、職員とこどもが個別に外出する機会や就寝前に話をする時間を確保している。また、生活上の決まりや問題が生じた際には、こども会議を開催しこどもの意見や意思を確認しながら対応している。

③	A9　こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a

【コメント】
　こどもの意見や意向を生活に反映できるよう、ユニット内でこども会を開催しルールの確認を行っている。また、こどもから問題提起があった場合には、こども会を開き、こどもと職員が一緒に考え問題解決を図るようにしている。

④	A10　発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a

【コメント】
　こどもの学びや遊びについては、図書や玩具を整備するとともに、用途に応じて使用できる部屋を確保している。また、心理職4名を配置しこどもの特性や状態に応じた学習・遊びへの支援を行っている。余暇活動は、中庭や施設に隣接するグラウンドを活用し野球等が行われている。

⑤	A11　生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a

【コメント】
　日頃の生活を通して、基本的生活習慣や社会規範、生活技術を身につけられるよう、一人ひとりの発達や状態に応じた養育・支援を行うよう意識している。高年齢児であっても必要に応じて洗髪を介助したり、自室の掃除を職員と一緒に行ったりするなど、こどもの状況に合わせて支援している。自室の掃除やシーツ交換は週末に自分で行うことを基本とし、障がいのあるこどもが多いことから、生活日課を示して見通しを持って生活できるよう工夫している。また、ピアノや学習塾等への習い事、公共交通機関の利用を通して社会経験を広げている。スマートフォンは法人契約の端末を使用し、利用できるアプリやサイトを制限するとともに、いろいろな失敗を経験しながら適切な利用方法を学べるよう支援している。

（２）　食生活		
①	A12　おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a

【コメント】
　こどもがおいしく楽しみながら食事ができるよう、食べる直前に温め直して適温で提供するほか、メニューによってはユニット内で調理するなど、できたての食事を楽しめるよう配慮している。また、毎月、食事委員会による給食会議を開催し、こどもの食事の様子や食事量、嗜好等を把握し食事の改善につなげている。

（３）　衣生活		
①	A13　衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a

【コメント】
　衣服は、清潔で身体に合い季節に応じたものを着用できるようにしている。また、日々の衣服をこども自身が選択できるようにしている。さらに、必要に応じて職員と一緒に外出し、自ら衣料品を選ぶ機会を設けている。洗濯は基本的に職員が行っているが年齢等に応じて自分でできるよう支援している。

（４）　住生活		
①	A14　居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a

【コメント】
自室は基本的に個室としこどもが清掃を行うようにしている。清掃が難しい場合には職員が必要に応じて手伝うなど、一人ひとりの状況に応じた支援に努めている。共有部分は職員が清掃し、大掃除の際にはチェックリストを使用し、こどもが主体的にできるようにしている。また、環境整備は単に清潔な環境を維持するだけでなく、こどもの心のケアや職員との関係性の構築につながるよう意識し取組んでいる。

（５） 健康と安全		
①	A15　医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a

【コメント】
医療機関との関わりが多いこどもも多く、看護師を配置し通院時の付き添いや服薬管理等を行っている。また、医療機関と連携しながら健康管理を行い健康上の課題や変化が見られた場合には、必要に応じて受診するようにしている。

（６） 性に関する教育		
①	A16　こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a

【コメント】
性に関しては、性教育委員会を設置し年6回の委員会を開催している。今年度は年2回、外部講師を招いて「生と性教育」に関する学習と実践を予定している。また、昨年度はユニット単位での取組や職員が外部講師の所属施設を見学するなど、性教育に関する知識や支援について積極的に取組んでいる。

（７） 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A17　こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a

【コメント】
こどもの暴力や不適応行動等の行動上の課題が生じた場合には、表面的な行動のみを問題とするのではなく、その背景や要因を分析し、施設全体で支援方法を検討している。また、必要な対応について職員間で認識を共有し、心理職による面談を適時実施し、必要に応じて医療機関と連携しこどもの心身の状態に応じた支援に努めている。

②	A18　施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a

【コメント】
こども間の暴力やいじめ差別等の防止については、職員同士の良好な関係性がこどもの安心感や対人関係にも深く影響することを意識している。また、こども同士の関係性や言動についても注意深く見守り、問題が生じた場合には、必要に応じて他機関等の協力を得ながら対応するようにしている。

（８） 心理的ケア	

①	A19　心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】 　心理的なケアが必要なこどもに対して、心理職によるカウンセリングや認知機能訓練を行い一人ひとりの心理状態に応じた支援を行っている。また、職員が必要に応じて外部の心理専門家からスーパービジョンを受ける体制を整えている。		
（９）　学習・進学支援、進路支援等		
①	A20　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 　学習室を設置するとともに、こどもが希望すれば学習塾等を利用できるようにしている。また、施設内では家庭教師を招いたり、障害のあるこどもも多く特別支援学校等と連携し通学や学習の支援をしている。		
②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 　進路については、こどもが将来について考え自己決定できるようにしている。また、職員は相談に応じながら必要な情報を提供し、進学等の希望の実現に向けて支援している。所属先が決まっていないこどもについても、退所後の生活を見据えた支援を行っている。		
③	A22　職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】 　高校生等に対しては、職場実習や職場体験、アルバイト等を積極的に奨励している。体験先については、同法人の作業所等とも連携し、こどもの希望や適性を踏まえて選定している。		
（１０）　施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 　多くのこどもが家族との交流がない中、家庭支援専門相談員や担当職員が中心となり、こどもと家族との関係を尊重した家庭支援に取り組んでいる。また、必要に応じて児童相談所と連携し支援を行っている。		
（１１）　親子関係の再構築支援		
①	A24　親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 　親子関係の再構築に向け、こどもや保護者に変化が見られた際にはケースカンファレンスを行い支援方針や関わり方を検討している。また、児童相談所と情報共有を行いながら家族の状況に応じた支援をしている。		

前ページに戻る

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

政策企画部
100-8980　東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル
TEL：03-3581-7889
FAX：03-3580-5721

トップ
事業内容
福祉サービス 第三者評価
社会的養護施設 第三者評価事業
各種様式ダウンロード
評価結果検索

© 2025 Social Welfare. All Rights Reserved.